

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年3月10日(月)午後3時から午後4時10分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (17名)

1番 伊藤 清 委員	2番 平山 勝美 委員
3番 山崎 幸宏 委員	4番 向後 秀幸 委員
5番 関 文夫 委員	6番 石井 和美 委員
7番 伊藤 市郎 委員	8番 椎名 由利 委員
9番 関 房男 委員	10番 依知川 一成 委員
11番 金城 ハル子 委員	12番 椎名 正和 委員
13番 菅谷 守夫 委員	14番 戸村 光男 委員
15番 土屋 玲子 委員	16番 伊藤 明美 委員
17番 佐藤 和 委員	

(2) 農地利用最適化推進委員 (11名)

18番 大木 健守 委員	20番 林 栄一 委員
21番 山田 恒 委員	22番 石毛 茂 委員
23番 片岡 昌美 委員	24番 高橋 健 委員
25番 五木田 善孝 委員	26番 須合 孝治 委員
27番 行木 理恵 委員	28番 熱田 善信 委員
29番 宇野 恵三郎 委員	

4 欠席委員

(1) 農業委員 (0名)

(2) 農地利用最適化推進委員 (1名)

19番 鈴木 賢治 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第4号 匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
その他

5件

- 6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名
(市農林水産課) 職員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和7年3月農業委員会定例総会を開会いたします。

佐藤会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は佐藤会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番伊藤清委員、2番平山勝美委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月6日農地銀行運営委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地銀行運営委員会会長より報告をお願いいたします。

15番 農地銀行運営委員会から報告申し上げます。本件につきましては、去る3月6日、午後1時50分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、農地銀行運営委員会を開催いたしました。内容につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお

従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画を定めるため、令和7年2月28日に匝瑳市から諮問のありました別冊の令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)を審議いたしました。審議した結果につきましては、本計画案は適当と思われます。計画案の詳細説明につきましては、事務局担当課より御説明申し上げます。本総会において、承認決定されますよう、御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農地銀行運営委員会会長からの報告が終わりました。なお、本案には、須合孝治委員、金城ハル子委員、向後秀幸委員、土屋玲子委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いし、関係事案終了後に入室・着席していただきます。

最初に、利用権設定関係の番号7番と8番について、審議・採決いたします。須合孝治委員は退席をお願いします。

(須合孝治委員 退席)

議 長 須合孝治委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号7番と8番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号7番と8番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番と8番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番と8番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番と8番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号7番と8番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(須合孝治委員 着席)

議 長 須合孝治委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号13番と19番について、審議・採決いたします。金城ハル子委員は退席をお願いします。

(金城ハル子委員 退席)

議 長 金城ハル子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号13番と19番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号13番と19番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号13番と19番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用

権設定関係の番号13番と19番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号13番と19番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号13番と19番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(金城ハル子委員 着席)

議 長 金城ハル子委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号14番について、審議・採決いたします。向後秀幸委員は退席をお願いします。

(向後秀幸委員 退席)

議 長 向後秀幸委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号14番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号14番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号14番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号14番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号14番について、採決に入ります。
議案第1号の利用権設定関係の番号14番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(向後秀幸委員 着席)

議 長 向後秀幸委員が着席しましたので、次に、利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、審議・採決いたします。
土屋玲子委員は退席をお願いします。

(土屋玲子委員 退席)

議 長 土屋玲子委員が退席しましたので、利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、別冊議案書を御覧ください。

【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番の内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、採決に入ります。

議案第1号の利用権設定関係の番号15番、16番、17番と所有権移転関係の21番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

(土屋玲子委員 着席)

議 長 土屋玲子委員が着席しましたので、引き続き、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、を議題といたします。

利用権設定関係の番号7番、8番、13番、14番、15番、16番、17番、19番、所有権移転関係の番号21番を除き、事務局より説明をお願いします。

事務局 【別冊議案書に基づいて農用地利用集積計画(案)の利用権設定関係の番号7番、8番、13番、14番、15番、16番、17番、19番、所有権移転関係の番号21番を除き、内容を説明】

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によることとされた改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番、8番、13番、14番、15番、16番、17番、19番、所有権移転関係の番号21番を除き、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第1号「令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について」、の利用権設定関係の番号7番、8番、13番、14番、15番、16番、17番、19番、所有権移転関係の番号21番を除き、採決に入ります。

議案第1号について、利用権設定関係の番号7番、8番、13番、14番、15番、16番、17番、19番、所有権移転関係の番号21番を除き、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第2号の議案書を御覧ください。番号1番は利用権設定、2番は所有権移転に関する件であります。

【議案第2号、番号1番と2番について議案書を基に朗読】

番号1番と2番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議 長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

13番 番号1番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための賃借権の設定で賃借期間は10年です。譲受人は許可要件は問題はないかと思われます。

12番 番号2番について、本案件は、譲受人の経営規模拡大のための売買による所有権移転です。抵当権が設定されていたため、3条申請となりましたが、

隣接農地については、今月の利用集積にて申請済みです。譲受人は、許可要件は問題はないかと思われます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番と2番について議案書を基に朗読】

番号1番について、本申請については12月総会にて許可相当と決定して千葉県へ意見を送付しましたが、申請の取り下げ後に再度申請があったものです。資材置場兼駐車場用地として現況畑1,021㎡を借り受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番について、太陽光発電設備用地として畑826㎡を買い受け計画するものです。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

9番 番号1番について、譲受人は建設業を主とする会社で、事業に使用するコンクリート製品や砕石等の保管場所の他、重機等の駐車場所の設置が必要と

なったため、今回申請地を転用する計画です。農地区分は第2種農地相当で千葉県が示す指針の基準上、許可できるものに該当すると考えます。

5 番 番号2番について、譲受人は再生可能エネルギーに関する事業を主とする会社で、申請地に自社用の太陽光発電設備を設置する計画とのことです。農地区分は第2種農地で千葉県が示す指針の基準上、許可できるものに該当すると考えます。

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、議案第4号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金（案）について」を議題といたします。なお、本議案については去る3月6日農地農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農地農政委員会委員長より報告をお願いいたします。

1 1 番 本件につきましては、去る3月6日、午後1時30分より、市民ふれあいセンター2階会議室において、匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議しました。

審議した結果といたしまして、農作業標準賃金については、千葉県農業会議が設定する額、前年度からの増額分に合わせて、水田作業一般は、現行の金額から100円増額し9,100円、畑作業一般は、400円増額し9,100円とすることとなりました。

標準農作業料金については、千葉県農業会議が設定する額、前年度からの

増額分に合わせて、水田耕起は、現行の金額から300円増額し6,600円、水田代かきは、400円増額し7,200円、畦塗りは、1円増額し41円、植え付けは、500円増額し8,300円、刈り取りは、1,200円増額し20,600円、調製（糶摺り）は、改定なし667円、乾燥・調製（糶摺り）は、100円増額し3,100円、刈り取り・乾燥・調製（糶摺り）は、「刈取料金に乾燥・糶摺り480kgの料金を加算したもの」で3,900円増額し45,400円、育苗は、90円増額し860円、肥料散布と畑耕起は、改定なしで、それぞれ1,300円、6,100円とすることとなりました。

審議した結果につきましては、「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金（案）」のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう、御審議の程、よろしく申し上げます。

議 長 農地農政委員長からの報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 議案第4号「匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金（案）意見について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号について、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が5件ありました。事務局において現地調査を実施したところ、いずれの農地も適正に使用されており、次の耕作者が決まっているなど、遊休農地化する懸念はないと言える状況です。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 　ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

議長 　特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 令和6年度第7次農用地利用集積計画(案)について	(別冊)
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	2件
議案第4号 匝瑳市農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について	(別冊)
報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について	5件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、令和7年3月10日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会いたします。